

給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
0円	550,999円	0円			
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,628,000円	1,799,999円	「A×4×60%+100,000円」で求めた金額
			1,800,000円	3,599,999円	「A×4×70%-80,000円」で求めた金額
1619,000円	1,619,999円	1069,000円	3,600,000円	6,599,999円	「A×4×80%-440,000円」で求めた金額
1620,000円	1,621,999円	1070,000円			
1622,000円	1,623,999円	1072,000円	6,600,000円	8,499,999円	「A×90%-1,100,000円」で求めた数字
1624,000円	1,627,999円	1074,000円	8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額

《計算例》

「給与の収入金額の合計額」が3,825,800円の場合の給与所得の金額

- ① 3,825,800円 ÷ 4 = 956,450円
- ② 956,450円の千円未満の端数を切り捨てる → 956,000円 … A
- ③ 956,000円 × 4 × 0.8 - 440,000円 = 2,619,200円

公的年金等に係る雑所得の速算表

〔 求める所得金額 = (A) × (B) - (C) 〕

年齢区分	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控除額
六十五歳（※）未満の人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。 〕		
	600,001円から	1,299,999円まで	100%
	1,300,000円から	4,099,999円まで	75%
	4,100,000円から	7,699,999円まで	85%
	7,700,000円から	9,999,999円まで	95%
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
六十五歳以上の（※）の人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。 〕		
	1,100,001円から	3,299,999円まで	100%
	3,300,000円から	4,099,999円まで	75%
	4,100,000円から	7,699,999円まで	85%
	7,700,000円から	9,999,999円まで	95%
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

※ 公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える方は20万円引き下げます。

※65歳以上であるかどうかの判定は、収入があった年の12月31日現在の年齢によります。

《計算例》

- 1 年齢65歳未満の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が300万円の場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,000,000円 \times 0.75 - 275,000円 = \underline{\underline{1,975,000円}}$$

- 2 年齢65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,500,000円 \times 0.75 - 275,000円 = \underline{\underline{2,350,000円}}$$